

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ええね美馬地域ビジネス推進協会（以下、「本会」という。）の定款の定めに基づき、会員に関する事項を定める。

(種別)

第2条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員は、本会の目的に賛同し、社員総会において別に定める会員規程に従い入会する個人又は団体とする。

(2) 一般会員は、本会の目的に賛同し、本会が提供する事業サービスに参加するために入会した個人又は団体（法人含む）とする。

(3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した個人又は団体（法人含む）とする。

(入会)

第3条 正会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会又は代表理事の承認を得なければならない。

2 一般会員は、別に定めるところにより申込みをし、理事会又は代表理事の承認を得なければならない。

3 賛助会員は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(入会審査の基準)

第4条 理事会又は代表理事は、入会の申込みに対して、次の基準及び事項に定める基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

(1) 本会の目的に賛同する個人又は団体（法人含む）で、会員規程の遵守を制約する者。

2 暴力団等の反社会的団体に所属する等、当会の会員としてふさわしくない者の入会は承認しない。

(入会承認の取り消し)

第5条 入会承認後、次に該当する場合は、理事会の議決により当該会員の入会承認を取り消すことができるものとする。

(1) 入会申込書及び入会時の提出資料の記載内容に故意による虚偽があると

認められたとき

(2) 入会審査の基準に反することが明らかになった場合

(入会の通知)

第6条 入会の申込みについて理事会又は代表理事がその可否を決定した後は、代表理事は入会を申し込んだ者に対して、その結果を速やかに通知しなければならない。

(入会の時期)

第7条 理事会又は代表理事の入会承認後、代表理事が入会を通知したときをもって入会とする。

(入会金及び会費)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(会員の義務)

第9条 本会の会員は、定款及び関係法令を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(任意退会)

第10条 本会の会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに通知するとともに、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 正会員以外の会員が前項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までに通知するとともに、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる、ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金は返還しない。

付則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。